

## 大和市剣道連盟級審査規程

第1条 大和市剣道連盟連規約第19条の規定による級位付与基準を次のとおり定める。

第2条 級位の審査は6級から1級までとする。

第3条 審査は通常半年を基準として実施するほか、必要に応じ定期以外でも実施できるものとする。

第4条 審査は会長より委託された審査委員長および審査員により行う。

第5条 審査は審査員5名をもって構成し、3名以上の同意をもって合格とする。

第6条 審査員は剣道六段受有者以上の者の中から会長が委託する。

第7条 級位の受審資格は大和市剣道連盟の登録会員とする。

第8条（審査方法等）6級から1級までの審査は第9条に定める実技について行う。

(1) 3級から1級実技審査合格者は『木刀による剣道基本技稽古法』を行う。

(2) 1級合格者は前項の規定に加えて『日本剣道形』を行い、審査員の3名以上の同意をもって、合格とする。

(3) 日本剣道形審査が不合格の場合、1年以内の実技審査は免除とし、剣道形のみ再受審する事ができる。ただし、前期審査で形不合格し、後期審査でも不合格、あるいは形の再受審ができなかった場合は無効となり、実技審査から受審となる。

第9条 級位は次の基準とする。

級位	実施種目	着装	合格基準
6級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 五角稽古	剣道具 一式	防具の装着が正しくできる 切り返しができる 正面打ちができる 小手一面打ちができる 大きな掛け声を掛けることができる 稽古、試合の運びが自分の意志によりある程度できる (小学1年生まで)
5級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 五角稽古	剣道具 一式	防具の装着が正しくできる 切り返しができる 正面打ちができる 小手一面打ちができる 大きな掛け声を掛けることができる 自分の打てる間合いから踏み込み、竹刀の打突部で打突し、更に打ち抜けなどの一連の基本動作ができる (小学2年生)

4級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互角稽古	剣道具一式	防具の装着が正しくできる 切り返しができる 正面打ちができる 小手一面打ちができる 大きな掛け声を掛けることができる 打突の機会をとらえて一足一刀の間合いから基本打突や連続技を積極的に繰り出すことができる (小学3年生)
3級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互角稽古  木刀による基本技 1～4	剣道具一式	切り返しが大きな動作でできる 正面打ち、小手一面打ちができる 二段技がおおむねできる 大きな掛け声を掛けることができる 間合いの攻防の中から相手の動きをとらえて先に仕掛けて打突することができる 木刀による基本技稽古法がおおむねできる (小学4年生)
2級	互角稽古  木刀による基本技 1～6	剣道具一式	大きな掛け声を掛けることができる 氣勢が充実して自分の有利な間合いから効果的な技を積極的に仕掛けて打突ができ残心が見られる 木刀による基本技稽古法がおおむねできる (小学5年生)
1級	互角稽古  木刀による基本技 1～9 日本剣道形 1～3本目	剣道具一式	大きな掛け声を掛けることができる 気剣体一致、充実した氣勢、体さばきなど相手の動きに対応して技を出し打突の機会をとらえて打突し残心がある 木刀による基本技稽古法がおおむねできる  日本剣道形ができる (小学6年生)

※中学生以上の無級者は、切り返し、面打ち、小手一面打ちを実施する。

第10条 審査料については、別に定める。

#### 附 則

- (1) 本規約は、昭和39年4月1日から施行する。
- (2) 本規程は、令和元年4月1日に一部改正し、施行する。
- (3) 本規約は、令和6年4月1日に一部改正し、施行する。

第26条 本規約は、平成24年4月1日一部改正し、施行する。

第27条 本規約は、平成31年4月1日一部改正し、施行する。

第28条 本規約は、令和6年4月1日一部改正し、施行する。